

彩都東部地区D区域まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、彩都東部地区D区域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、彩都東部地区地権者協議会で策定した「彩都東部地区全体開発計画案」を踏まえ、次条に示す区域を対象に、望ましい土地利用、良好なまちづくりための研究、協議を行い、組合施行による土地区画整理事業の実現に向けて、土地区画整理準備組合を立ち上げるための検討を行うことを目的とする。

(対象区域)

第3条 協議会は、別図「対象区域図」の範囲を対象区域とする。

(会 員)

第4条 会員は、対象区域内に存する土地の所有者及び借地権者とする。また会員は、生計を同じくする者、または会員が指定する者を代理とすることができる。

(活動方針)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- (1) 事業計画案の検討
- (2) 事業化検討パートナーの選定
- (3) 会員の合意形成
- (4) まちづくりに関する調査・研究
- (5) 以上の事項を検討、協議するための総会、役員会等会議の開催
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(役員等)

第6条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
- 2 役員は協議会において会員の中から互選により選任する。
- 3 役員の職務は以下のとおりとする。
- (1) 会長は協議会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその

職務を代行する。

(3) 役員は役員会を組織し、第8条に定める案件を処理するとともに総会開催のための素案等を検討する。

4 役員任期はD区域での土地区画整理準備組合設立までとする。

(総会の運営)

第7条 総会は会長が招集する。

2 総会の議長は会長がこれにあたる。

3 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げるものを審議、決定する。

(1) 規約の制定及び変更

(2) 役員を選任

(3) 解散

(4) 前各号に定めるものの他、活動方針及び協議会の運営等に関する重要な案件

(役員会の運営)

第8条 役員会は会長が招集する。

2 役員会は、第6条の役員で組織する。

3 役員会の議長は会長がこれにあたる。

4 役員会は、次の各号に掲げるものを審議、決定する。

(1) 総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること

(2) 事業化検討パートナーの選定に関すること

(3) 前各号に定めるものの他、協議会の運営等に関する軽微な案件

(協議会の運営)

第9条 協議会は必要に応じて、土地区画整理事業により影響を受ける関係者、及び土地区画整理事業に係わる有識者に、第5条(5)に定める会議への出席を依頼することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は茨木市都市整備部北部整備推進課に置く。

(会長への委任)

第11条 この規約に定めのない事項については、会長、副会長協議の上会長が定める。

附 則

この会則は、令和2年9月19日から施行する。

